

特定非営利活動法人日本食道学会 専門医制度規則（定款施行細則第6号）

第1章 総則

（目的）

第1条 この制度は、食道疾患の診療の健全な発展普及を促し、専門的知識と技術を修得した医師を育成し、もって国民医療の向上に貢献することを目的とする。

第2章 専門医制度委員会

（設置）

第2条 この法人（以下「本学会」という）は、前条の目的を達成するために専門医制度委員会（以下「本委員会」という）を置く。

2. 本委員会の構成ならびに運営については、この規則に定めるものの他、別に定められた食道科認定医制度規則、食道外科専門医制度規則、暫定食道外科専門医制度規則による。

（業務）

第3条 専門医制度委員会は、この規則によって以下の業務を行う。

- (1) 専門医制度に関する諸問題を検討する。
- (2) 食道科認定医認定委員会（以下「認定医認定委員会」という）および食道外科専門医認定委員会（以下「外科専門医認定委員会」という）、暫定食道外科専門医認定委員会（以下「暫定外科専門医認定委員会」という）を設置する。
- (3) 食道科認定医（以下「認定医」という）の認定のための審査を行う。
- (4) 食道外科専門医（以下「外科専門医」という）の認定のための審査を行う。専門医認定業務を行う目的で、施設認定委員会、食道外科専門カリキュラム設定委員会（以下「外科専門カリキュラム設定委員会」という）、試験問題作成委員会を設置する。
- (5) 暫定規則による食道外科専門医（以下「暫定食道外科専門医」という）の認定のための審査を行う。

（委員の選出）

- 第4条 本委員会の委員長は、理事の中から理事長が選任し、理事会の承認を経て理事長が委嘱する。
2. 本委員会の委員は、理事長、認定医認定委員会委員長、外科専門医認定委員会委員長、暫定外科専門医認定委員会委員長、施設認定委員会委員長、外科専門カリキュラム設定委員会委員長のほか、本学会評議員若干名で構成する。
3. 本委員会の委員は、本学会評議員の中から本委員会の委員長が選出し、理事会の承認を経て理事長が委嘱する。
4. 本委員会に副委員長を置くことができる。副委員長は本委員会の委員のうち、1名を理事長が委嘱する。

（任期）

第5条 委員長の任期は、理事の任期に従う。

2. 委員の任期は2年とし、再任を妨げないが、原則として連続して3期を超えることはできない。

(欠員の補充)

第 6 条 委員に欠員が生じたときは、本学会評議員の中から補充することができる。任期は前任者の残任期間とする。

(議事の運営)

第 7 条 本委員会は次の各号の要項に従って運営される。

- (1) 委員会の成立は委員現在数の 2/3 以上とし、文書による委任を認める。
- (2) 議事は出席者の過半数の同意によって決する。可否同数の場合は委員長がこれを決する。
- (3) 議事録は委員長が作成し、委員長および議事録署名人(出席委員 2 名)が署名し、事務局に保管する。

第 3 章 食道科認定医認定委員会

(業務)

第 8 条 認定医認定委員会は、認定医の認定審査を行う。

2. 本委員会の構成ならびに運営については、食道科認定医制度規則による。

第 4 章 食道外科専門医認定委員会

(業務)

第 9 条 外科専門医認定委員会は、外科専門医の認定審査を行う。

2. 本委員会の構成ならびに運営については、食道外科専門医制度規則による。

第 5 章 暫定食道外科専門医認定委員会

(業務)

第 10 条 暫定外科専門医認定委員会は、暫定規則による食道外科専門医の認定審査を行う。なお、この認定審査は、平成 22 年度までとする。

2. 本委員会の構成ならびに運営については、暫定食道外科専門医制度規則による。

第 6 章 規則の施行、変更

第 11 条 この規則は、本委員会ならびに理事会の議を経て、評議員会の承認を受けて変更又は廃止することができる。本規則の改廃は社員総会で報告しなければならない。

附則

- (1) この規則は平成 21 年 12 月 5 日から施行する。
- (2) この規則は平成 22 年 3 月 6 日から改定する。
- (3) この規則は平成 23 年 9 月 26 日から改定する。